

用語集

・水道

水道法によれば、「「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。」と定義されている（水道法第3条第1項）。

・水資源開発

河川等の水資源開発には、ダム、河口堰又は湖沼水位調節施設によって水を生み出す方法と、2以上の河川を導水路によって結び付け相互の流況の調整により水を生み出す方法（流況調整河川）とがある。このほか、農業用水路や水位調節施設を整備・改修することによって余った農業用水を都市用水に転用するもの（既存水利の合理化）がある。

・水利権

流水の占用の許可（河川法第23条）による特別の使用権をいい、水道用、工業用水道用、発電用、農業用等特定の経済目的のために、河川、湖沼等の流水を排他的・継続的に使用する権利である。水利権は河川管理者の許可（行政法学上は特許行為）によって成立するものと、流水の慣行的な使用により許可を受けたとみなされるものとがある。

・貯水池

貯水池の形態には、ダムによるもの、既存の湖沼やくぼ地を利用したもの、河川敷等の遊水池を利用したもの等があり、その使用目的は、水道専用貯水池と多目的貯水池とに分かれる。

・導水管と導水きょ

取水地点から浄水場まで原水を導く施設で、管水路式と開水路式とがあり、前者を導水管、後者を導水きょといい、総称して導水路ともいう。導水きょには、開きょ、暗きょ、トンネル等がある。導水きょは自然流下方式によるのに対し、導水管はこれに加えてポンプ圧送方式によるものもある。

・浄水場

取水した原水を水道法の水質基準に適合するよう浄水処理する施設の総体をいう。通常、河川水を原水とする場合、着水井、沈でん池、薬品注入設備、ろ過池、消毒設備、排水処理施設、配水池等の施設を有する。

・沈でん池

原水中の濁質を沈でんさせるための池のことで、普通沈でん池と薬品沈でん池とに大別される。前者は、自然沈降により汚濁物質を沈でん・分離するのに対し、後者は、薬品を用いて汚濁物質を凝集することにより、効率良く沈でん・分離を行う。

・ろ過池

ろ材（主として砂）を用いて水を浄化するための池のことで、緩速ろ過池と急速ろ過池とに分けられる。前者は、緩速でろ材を通過させるとき、砂層に増殖した微生物群によって、水中の不純物を酸化分解する浄水方法であり、後者は、あらかじめ凝集処理された水中の汚濁物質を、比較的粗い砂層を急速で通過させる際に、付着やふるい分け作用によって除去する浄水方法である。

・高度浄水処理

通常の浄水処理では十分に除去できない臭気物質、トリハロメタン前駆物質、色度、アンモニア態窒素、陰イオン界面活性剤等の処理を目的として、通常の浄水処理に追加して行う処理をいう。代表的な処理方法に、オゾン処理、活性炭処理、生物処理等があり、対象物質により組み合わせて用いる。由布市では、挾間浄水場で粒状活性炭による高度浄水処理を行っている。

・消毒

水道法では、飲料水の安全を確保するために水道水の消毒を義務付けている。消毒には塩素、オゾン等が用いられるが、水道法では給水栓で保持すべき残留塩素濃度を規定し、消毒は塩素によるものとしている。

・配水池

配水量の時間変動調整機能及び停電等による浄水場の機能停止時や水源汚染事故による取水停止時の円滑な対応機能に加えて、緊急時における給水拠点としての機能を持った浄水の貯留池をいい、浄水場や給水所に設けられる。

・排水池・排泥池

浄水処理工程から排出される沈でん池の排泥やろ過池の洗浄排水を処理するシステムの一つ。固液分離の効率を良くするために、ろ過池の洗浄排水、濃縮槽及び排泥池の上澄水等は排水池に、沈でん池の排泥は排泥池に分担させている。

- 送水管

浄水場と給水所等との間及び給水所間の配水池を結ぶ管路をいう。局では、浄水場と主要な給水所との間をネットワーク化し、水を弾力的に運用できるようにしている。

- 配水管

配水池又は給水ポンプ所から給水区域に配水する管路をいう。配水管は、どの地域でも水圧を均等に保ち、また断水等の影響を最小限にとどめるよう網目状に配置されている。局では、配水管網上の機能により、幹線となる配水本管（口径 400mm 以上）と、配水本管から分岐して直接給水管につながる配水小管（口径 50mm から 350mm まで）とに分けている。

- 消火栓

消火用水を供給するため配水管路に設けられる水栓のことで、道路の交差点、分岐点付近等の消防活動に便利な箇所を選定し、沿線の建物の状況に応じ 100m から 200m 間隔で設置することとしている。

- 給水装置

給水のための配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。配水管の水圧と無関係な構造になっている受水タンク以下の設備は、飲料水の給水設備であっても水道法でいう給水装置ではない。給水装置は需要者の所有物であって、その管理は需要者が行うことになっている。

- 給水管

給水装置（前述）の主要部分をなし、配水小管又は他の給水装置から分岐して家屋内等に引き込んだ管をいう。

- 給水区域

水道事業者が厚生労働大臣等の認可を受け、給水を行うこととした区域のこと。由布市内の水道事業は、大分県知事の認可を受けている。

- 給水人口

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口をいう。

- 給水件数

給水契約の件数のこと。

- 給水普及率

計画給水区域内の現在人口に対する給水人口の割合をいう。

- 有効率

有効水量（料金化された水量、料金化されなくとも局事業用に使用された水量など、使用上有効と認められる水量）を配水量で除したもの。水道施設及び給水装置を通して給水される水量が有効に使用されているかどうかを示す指標であり、有効率の向上は経営上の目標となる。

- 有収率

調定水量（給水区域に給水し料金化された水量）、分水量（未統合各市町へ分水した水量）等の料金化された水量（有収水量）を配水量で除したものをいう。

- 独立採算制

地方公営企業の特別会計においては、その経費は、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされている。しかし例外として、性質上企業の経営に伴う経費をもって充てることが適当でない経費などは一般会計等で負担することとされている（地方公営企業法第17条の2）。

- 損益勘定留保資金

企業会計上、減価償却費のように費用として計上されるが、現金の支出を伴わず企業内部に留保される資金をいう。他に固定資産除却費、繰延勘定償却費等があり、資本的支出の補てん財源として使用され、固定資産の再取得等に充てられる。

- 補てん財源

資本的支出は、企業債、国庫補助金、工事負担金などの特定の財源で賄われるが、他に損益勘定留保資金や利益剰余金の処分額など企業内部に留保された資金が補てん財源として使用できることとされている。

- 当年度純利益

損益計算において生じた剰余金。欠損金は、当年度純損失。純利益は、20分の1を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積み立てなければならないこととされている（地方公営企業法第32条第1項）。

- ・収益的収支

一事業年度の企業の経済活動に伴って発生するすべての利益と、それに対応する費用とが計上されたもの。

- ・資本的収支

企業の経営の基礎となる固定資産の取得に要する支出及びその財源となる収入等で、支出の効果が次年度以降に及び、将来の収益に対応するものが計上される。企業会計では、損益取引（収益的収支）と資本取引（資本的収支）とを区分して経理するという特徴がある。

- ・用途別料金

利用者の負担の負担能力が高い特定の用途（業務用）に対して高い料金を設定し、生活用水（一般家庭用）に対して低廉な料金を設定する方法。メリットとしては需要者の負担能力、サービス価値の差を認識し、生活用水の低廉化を図りやすい。デメリットとして、用途区分が難しい場合があり客観性に欠ける。また、用途が変更になった時の把握が難しい。

- ・口径別料金

口径が大きいほど費用を多く負担すべきであるという観点から、需要者のメーターの大小によって料金を設定する方法。メリットとしては、需要者への用途区分の判断が不要になる。デメリットとしては、料金設定による用途区分ごとの影響が明確に把握できない。

- ・基本水量

基本料金に付与される一定水量のこと。この水量の範囲は実使用水量の多寡に関係なく、料金は定額となる。基本水量の設定は、一般家庭において一定の範囲内で水使用を促し、公衆衛生の水準を保つとともに、その部分に係る料金の低廉化を図るもので、政策的配慮に基づくものである。

- ・逡増従量料金制度

使用量が多くなるにつれ段階的に1 m³当たりの単価が高くなり、節水意識の啓発に繋がる。浄水施設・配水施設の最大給水量が抑えられる働きがあり、新たな施設の増設等の費用の抑制に繋がる。また、一般家庭等の単価を低く抑える事ができるが、大量使用者の負担が大きくなり敬遠される。

- ・ 逓減従量料金制度

使用量が多くなるにつれ段階的に1 m³当たりの単価を低く抑える。既存の浄水施設・配水施設に余裕があり、大量使用者を増やしたい場合に適用するが、少量使用者への負担が増える傾向にある。また、供給能力を上回る水需要増加を招く恐れがある。

- ・ 単一料金制度

使用量に対して一定の単価で負担して頂く料金制度で、由布市の現行料金は用途別単一料金である。一般家庭と事業所等で同一料金（湯布院地区）